

平成 31 年度 中小企業販路拡大支援事業 申請時の確認事項(留意点)

■事業目的

本事業は、市内中小企業者の販路拡大を支援し、本市産業の振興を図ることを目的とし、市内の製造業を営む中小企業者が展示会等に出展するために要する以下の経費を補助します。

■補助対象事業

中小企業者のうち製造業を営む者が、日本国内外で行われる展示会(自社の製品および技術力を紹介するための展示会又は見本市)への出展を対象とします。

■対象事業者

駒ヶ根市内に本社及び主たる拠点を有する中小企業者のうち製造業を営むもの。

※本補助金における中小企業とは中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に定めるところによります。

■補助対象経費

本補助金の対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に定める経費とします。

- ・出展小間料
- ・小間装飾経費
- ・出展物搬出入経費
- ・光熱水費
- ・その他市長が認めた経費

■補助金の額等

- ・補助金の額は、対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額以内(1,000 円未満は切り捨て)とし、上限は 50 万円とします。
- ・また、1 社あたりの年度内上限額は 50 万円。
- ・本補助金は予算の範囲内で交付することとし、申請多数の場合は、予算の総額を案分した金額にて交付する場合があります。

■補助金申請について

- ・当年度本補助金の活用を予定する事業者は、年度当初定められた期間内に所定の様式にて予約申請を提出してください。
- ・予約申請の提出がない場合、予算状況により交付できない場合がございます。
補助金の交付を受けようとする者(以下申請者)は、原則補助対象事業を開始する14日前ま

でに所定の様式に添付資料を添えて市長に提出する必要があります。

- ・交付の申請は同一年度内に複数回可能ですが、1社あたりの年度内上限額は50万円となります。

必要書類

- ・補助金予約申請書(様式1)
- ・事業認定申請書(様式2)
- ・交付申請書兼事業完了届(様式3)
- ・請求書(様式4)

※詳細は別紙チェックリストをご確認ください。

注意事項

- ・申請内容に虚偽の記載があった場合、補助要件を満たさないことが判明した場合は、補助金の取り消しや、返還を求めることがあります。
- ・補助事業が適切に実施されているか監査の対象となる可能性がございます。補助対象経費の支払いに係る証憑類は必ず保管してください。

その他ご不明な点は予約申請前に以下連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先・担当

駒ヶ根市役所

産業部 商工振興課 工業係

電話:0265-83-2111(内線 434)

FAX:0265-83-1278

メール:syoukan@city.komagane.nagano.jp